

【平成26年12月4日、平成26年度全国農業委員会会長代表者集会決議】

農業委員会組織・制度見直しに関する要請 ～新たな時代の農業委員会系統組織をめざして～

わが国は、国際化への対応が強く求められる一方で、国内的には人口の減少、限界集落から消滅集落へと懸念される地方の衰退、食料生産の過剰と不足の存在、消費の多様化と飽食化の進展など、より深化した困難な時代を迎えようとしている。

こうした時代の変化に対応して、農業委員会は独立した行政委員会として、これまで以上に現場における「土地と人」対策の強化を通じて、地域農業の維持・発展を図らなければならない。

そのためには、地域に根ざした農業委員会・農業委員が「自信と誇り」「やる気」「情熱」をもって、役割・機能を十全に果たしていくことが極めて重要である。

また、農業委員会は、より開かれた「地域の共同体」を農業者の代表として支え、国民にとって最も重要な生活・安全、食料生産の基盤を維持していくことが、まさに喫緊の課題となっている。

さらに都道府県農業会議と全国農業会議所は、系統組織として、農業委員会の性格と役割を踏まえた現場における取り組みの強化を、業務と組織の両面から日常的に支援する必要がある。

よって、政府・国会は、農業委員会組織・制度改革に向けて、下記の点について実現するよう強く求めるものである。

記

1. 農業委員会の基本的な目的は地域農業の維持・発展

農業委員会の目的に、農業委員会系統組織として、地域農業の維持・発展を図ることを基本的な目標とし、農地の確保と有効利用、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の農地対策、新規参入の促進や担い手の育成・確保対策に重点的に取り組むことを位置づけること。

2. 農業委員の「代表制」の確保

農業委員が現場で活動し成果を得るためには、地域の「代表」として選ばれ、地域から信任を得ていることを制度的に担保する必要がある。そのため、現行の公選制による取り組みに留意した市町村内の地域の農業者からの推薦を基本とした透明性のある手続きにより「代表制」を確保すること。

3. 農業委員の定数の確保

農業委員について、農地の利用調整や現場の実情を踏まえた許認可等の審議を適正かつ的確に行う観点から、認定農業者等をはじめ女性・青年農業者を含めて、十分な定数（地域の代表である現在の選挙委員数は26,732人）を確保すること。

そのほかに「利害関係がなく公正に判断出来る者」については、農地、農業経営に知見を持つ学識経験者と位置づけ、1委員会当たり1人以上とすること。

4. 農業委員・推進委員の一体的な運用と推進委員の定数の確保

農業委員と農地利用最適化推進委員（仮称。以下「推進委員」）が、現場で同じ目標に向け連携・協力して取り組むためには、地域からの信任をもとにした一体的な運用を行う必要がある。

推進委員については、農業委員会の下で、農地の利用状況の把握、利用集積の促進、遊休農地対策等の役割を明確にすること。

また、その定数については、農地の利用集積の抜本的な推進、法定化された農地台帳の整備・更新等を強化するため、「農業委員が責任を果たしうる農地面積（98.6ha）」（「農業委員会の改革に向けた組織討議と意見の集約」の集計結果）を勘案し、概ね1人当たり100haとして、十分な体制整備を図ること。

ただし、推進委員の設置については、農業委員会の意見も踏まえ、構造改革が著しく進んでいる地域や都市的地域等の実情に即して配慮すること。

5. 法定化されている「意見の公表、建議」等の維持

農業委員会等に関する法律に法定されている「意見の公表、建議、諮問答申」は、農業者の代表である農業委員会系統組織の意見を行政庁の農業施策に反映させる手法として極めて重要であり、仕組みを維持すること。

6. 都道府県農業会議・全国農業会議所の系統性の確保

都道府県農業会議および全国農業会議所は、農業委員会活動を日常的に支える組織として不可欠である。引き続き、農業委員会等に関する法律において系統性を確保する措置を講じること。

「農地転用知事諮問」について、引き続き都道府県農業会議の法令業務として位置づけるとともに、法定化された農地台帳の整備・公開に関する法令業務を位置づけること。

指定法人とする場合、諮問機関としての役割や個人の会議員による合議体である都道府県農業会議の性格に留意して、円滑な移行のための手続き規定に加え、将来にわたって独自の組織として維持するための組織体制と財政基盤を確保すること。

7. 施行まで必要な時間の十分な確保

施行にあたっては、現場への法律の周知、市町村議会による条例等の制定に必要な時間を十分に確保するとともに、農業委員の任期中は改正法の適用はしないなど、円滑な経過措置を講じること。

8. 農業委員会組織の運営・活動予算の確保

農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所の3段階のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・活動のための予算を十分に確保すること。